

要介護認定等に係る個人情報開示請求について

「南部町介護保険要介護認定等に係る個人情報の開示に関する要綱」により、情報開示については下記のとおり取り扱います。

◆開示を請求することができる者

事業者等（南部町地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設）、被保険者本人、被保険者の代理人

◆開示できる情報

- (1) 要介護認定等の際に調査を行った内容
- (2) 主治医意見書
- (3) 一次判定結果
- (4) 介護認定審査会による判定結果及び意見

◆開示請求の種類

（個人向け）

要介護認定等に係る個人情報開示請求書（様式第1号）

（支援事業者向け）

要介護認定等に係る個人情報開示請求書（支援事業者等用）（様式第2号）

◆開示の条件

- (1) 被保険者と事業者等の間でサービスの提供に関する契約を締結していること。
- (2) 要介護・要支援認定申請書において、被保険者が事業者等に対して、情報開示に同意していること。
- (3) 被保険者等や支援事業者等であることがわかる書類の提出または提示
- (4) 被保険者と契約関係にあることがわかる書類の提出または提示（介護施設における利用もしくは入所の判定を目的とする場合）

※主治医意見書に関しては、当該意見書を作成した医師が、介護サービス計画作成等に利用されることに同意していること。

※請求の目的が介護サービス計画作成等のためではない場合は、新たに主治医の同意を得る必要があります。

◆開示の方法

町が請求内容を審査した後、請求情報の写しを交付します。

ただし、一次判定結果が出ていないものについては開示できません。

(窓口にて申請)

受付当日の翌開庁日の午後以降に引き渡し

(郵送にて申請)

申請書類に不備がなければ、書類到着の翌開庁日以降発送予定

◆請求様式等

要介護認定等に係る個人情報開示請求書(様式第1号)

要介護認定等に係る個人情報開示請求書(支援事業者等用)(様式第2号)